

第15期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

会社の現況

当事業年度及び直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

Retty株式会社

会社の現況

(1) 当事業年度及び直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第12期	第13期	第14期	第15期 (当事業年度)
	2022年 9月期	2023年 9月期	2024年 9月期	2025年 9月期
売上高(千円)	1,715,420	1,556,259	1,562,139	1,630,179
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△755,368	△535,644	△94,386	13,168
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△859,681	△612,200	△79,946	11,734
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△73.10	△42.56	△5.37	0.79
総資産(千円)	1,673,133	1,271,208	1,067,651	932,277
純資産(千円)	304,926	392,945	314,605	339,289
1株当たり純資産(円)	25.74	26.36	21.01	22.46

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。

(2) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

実名型グルメプラットフォーム「Retty」の運営

(3) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

本社	東京都港区
----	-------

(4) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87 (47) 名	9名減 (16名増)	32.8 歳	5.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社の事業セグメントは単一セグメントのため、セグメント別の記載はしておりません。

(5) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	378,060千円
株式会社りそな銀行	44,460千円
株式会社みずほ銀行	31,926千円

株式の状況（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,981,674株
- (3) 株主数 3,957名
- (4) 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
武	田	和	也	3,360,000	株			22.46%	
平	尾		丈	2,839,500				18.98	
Y	J	2	号	投	資	事	業	組	合
山	田	典	明	591,000				3.95	
L	I	N	E	Y	A	F	—	株	式
菊	池	三	郎	387,600				2.59	
長	束	鉄	也	360,000				2.41	
浅	田		篤	313,600				2.10	
林		正	栄	288,760				1.93	
株	式	会	社	じ	げ	ん			1.49

- (注) 1. 持株比率は自己株式（19,521株）を控除して計算しております。
2. 2025年10月2日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2025年9月30日現在で 楽天証券株式会社が325,700株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2025年10月31日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2025年9月15日現在で野村證券株式会社が523,700株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、従業員10名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2025年3月7日付で普通株式71,300株を発行いたしました。

新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 11 回 新 株 予 約 権	第 15 回 新 株 予 約 権		
発 行 決 議 日		2017年3月23日	2018年9月27日		
新 株 予 約 権 の 数		1,650個	300個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき 8 株) (注) 1.	普通株式 (新株予約権 1 個につき 8 株) (注) 1.		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 株当たり 813円 (注) 1.	1 株当たり 1,820円 (注) 1.		
権利行使期間		2019年5月19日から 2027年4月18日まで	2020年9月29日から 2028年8月28日まで		
行使の条件		(注) 2.	(注) 2.		
役員の保有状況	取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,650個 13,200株 1名 新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名	
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	300個 2,400株 1名

		第 16 回 新 株 予 約 権	第 18 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年9月27日	2024年1月24日
新 株 予 約 権 の 数		400個	618個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき (注) 1. 8株)	普通株式 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		1 株 当 た り 1,820円 (注) 1.	1 株 当 た り 194円
権 利 行 使 期 間		2021年9月29日から 2029年8月28日まで	2024年2月8日から 2027年2月7日まで
行 使 の 条 件		(注) 2.	(注) 3.
役員の 保有状況	取 締 役 (監査等委員、社外 取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 400個 3,200株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 —個 —株 —名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 —個 —株 —名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 618個 61,800株 1名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 —個 —株 —名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 —個 —株 —名

		第19回新株予約権
発行決議日	2025年1月15日	
新株予約権の数	774個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 77,400株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 155円	
権利行使期間	2025年1月31日から 2028年1月30日まで	
行使の条件	(注) 4.	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一 個 一 株 一 名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 774個 77,400株 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一 個 一 株 一 名

- (注) 1. 2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。
- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の最終日までの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも割当日における当社普通株式の普通取引の終値に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権行使価額で行使期間の最終日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していかなかったことが判明した場合
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超えることとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも行使価格に40%を乗じた価格（小数点以下は切り上げ、以下同様）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかつたことが判明した場合
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超えることとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000

(注) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ii. 当社は、社内及び社外に複数の通報窓口を設けた内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

- iii. 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- iv. 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に適切に記録し、保存する。
- ii. 取締役が当該文書又は電磁的媒体を必要に応じて速やかに閲覧できる体制を整備する。
- iii. 「機密情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、機密情報及び個人情報を保護するための体制の構築に努める。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対処するため、「危機管理規程」を整備し、適宜見直しを行う。また、コーポレート部門が主管部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定期取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ii. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- i. 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を求めることができるものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。

ii. 監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づき、監査等委員会の監査に関する権限の行使を補助するものとする。

⑥前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i. 前号の使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行うものとする。
- ii. 前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合においては、監査等委員会の職務に関する使用人への指示は監査等委員より直接行うものとする。
- iii. 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- i. 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ前号の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務

の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要がないと認められた場合を除き速やかに当該処理をする。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各種社内規程の整備と適時の見直し、反社会的勢力排除のためのフロー構築等を行っております。

②当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催しました。また、取締役の職務執行の記録として取締役会議事録を整備し、取締役が閲覧できる状況を構築しております。

③監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人と連携を図り、積極的に情報交換を行ってまいりました。また、内部監査担当との連携についても、より実効性の高い監査となるよう協議を重ねてまいりました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

当社の配当の決定機関は取締役会であります。なお、2020年8月25日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計				
	資本剰余金		利益剰余金		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計								
	資本準備金	資本剰余金合計	利益剰余金	利益剰余金合計										
当期首残高	33,560	971,658	971,658	△692,146	△692,146	△248	312,823	1,781	314,605					
当期変動額														
当期純利益				11,734	11,734		11,734			11,734				
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	5,739	5,739	5,739				11,479			11,479				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								1,470	1,470	1,470				
当期変動額合計	5,739	5,739	5,739	11,734	11,734	—	23,213	1,470	24,684					
当期末残高	39,299	977,398	977,398	△680,412	△680,412	△248	336,036	3,252	339,289					

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年～10年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 飲食店支援サービス

実名型グルメプラットフォーム「Retty」を通じたオンラインでの販促サービスを飲食店に提供しております。当該サービスは、主に(1)検索での優先表示等有料お店会員機能の提供、(2)オンライン予約サービスの提供で構成されています。

(1)検索での優先表示等有料お店会員機能の提供は、毎月定額の料金を有料店舗よりいただぐサブスクリプション型のビジネスモデルとなっており、契約掲載期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(2)オンライン予約サービスの提供は、ネット予約をしたユーザーが予約店舗に来店をした時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

② 広告コンテンツ

「Retty」を活用した広告ソリューション及び「Retty」を運営、拡大してきた中で蓄積してきたコンテンツを活用したコンテンツソリューションを提供しております。

広告ソリューションの提供は、主に(1)広告掲載、(2)飲食店獲得支援や調査、(3)WEBサイトやアプリ等の開発で構成されております。

(1)広告掲載は契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(2)飲食店獲得支援や調査は、顧客が検収を完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(3)WEBサイトやアプリ等の開発に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、コストに基づくインプット法を適用して履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各開発案件の見積総原価に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

コンテンツソリューションの提供は、主に「Retty」のデータベースである「Food Data Platform」を継続的に提供する契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

なお、重要な変動対価の見積りはありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 18,089千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異及び繰越欠損金に対して税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類等に基づいて判断しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度等に基づいて判断しており、その主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる新規参画店舗数及び解約率であります。主に当事業年度好調であった直販チャネルでのお店会員店舗の新規参画店舗数増加を見込むものの、代理店チャネルにおいては直販チャネルと比較して相対的に不確定要素が多いため同新規参画店舗数の増加を保守的に織り込んでいます。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

有形及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一千円 有形固定資産 1,660千円 無形固定資産 99,773千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社における固定資産の減損会計の適用に当たっては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。資産グループのうち、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから生じると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローに基づき減損損失の認識の要否を判定しております。

当事業年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる新規参画店舗数及び解約率であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業環境や経営環境等の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変化が生じた場合、翌事業年度において、有形及び無形固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当座貸越極度額	700,000千円
借入実行残高	31,926千円
差引額	668,074千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	14,981,674株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	19,521株
------	---------

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	338,800株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	16,927千円
減価償却超過額	2,369
賞与引当金	14,178
未払事業所税	584
投資有価証券	2,834
税務上の繰越欠損金	987,794
減損損失	1,753
その他	7,178
繰延税金資産小計	1,033,620
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△987,794
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△27,736
評価性引当額小計	△1,015,530
繰延税金資産合計	18,089
繰延税金資産の純額	18,089

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び出資金は、市場リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、すべて1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、その一部は1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券及び出資金については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

ハ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。((注) 2をご参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	12,983	12,905	△77
資産計	12,983	12,905	△77
(2) 長期借入金(※1)	422,520	416,063	△6,456
負債計	422,520	416,063	△6,456

(※1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 投資有価証券（貸借対照表計上額0千円）及び出資金（貸借対照表計上額69千円）は、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度 (2025年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷 金 及 び 保 証 金	—	12,905	—	12,905
資 产 計	—	12,905	—	12,905
長 期 借 入 金	—	416,063	—	416,063
負 債 計	—	416,063	—	416,063

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、返還額を国債利回り等適切な利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益を分解した情報

当事業年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)	
飲食店支援サービス	1,217,614千円
広告コンテンツ	412,564
顧客との契約から生じる収益	1,630,179
その他の収益	—
外部顧客への収益	1,630,179

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	196,634千円	225,532千円
契約資産	一千円	3,000千円
契約負債		
前受収益	8,413千円	1,868千円

契約資産は、主にWEBサイトやアプリ等の開発等において、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益に対する未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になつた時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、飲食店支援サービス及び広告コンテンツサービスにおける収入にかかるものであり、支払条件に基づきサービスの履行義務を充足する前に顧客から対価を受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,413千円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	6,588
1年超2年以内	1,775
合計	8,363

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 22円46銭
(2) 1株当たり当期純利益 0円79銭